

平成27年第4回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成27年5月7日(平成27年4月27日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成27年5月7日(木) 午前11時35分

閉会 午後 6時11分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育長	土居 達也
学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
16 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成27年第4回邑南町議会臨時会議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）午前11時35分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 財産の取得について

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第1 議長辞職の件

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第2 議長の選挙

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第3 議席の一部変更

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第4 会議録署名議員の追加指名

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第5 副議長の選挙

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

平成27年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成27年 5 月 7 日（木）

- 追加日程第8 常任委員会委員の選任
- 追加日程第9 常任委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第10 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第11 議会運営委員会委員委員長、副委員長の互選
- 追加日程第12 特別委員会委員の選任
- 追加日程第13 特別委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第14 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第15 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙

平成27年第4回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成27年 5 月 7 日(木)

—— 午前11時35分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) 定足数に達しておりますので、ただ今から、平成27年第4回、邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番辰田議員、13番亀山議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月7日の1日限りと思いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日5月7日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第36号。専決処分の承認を求めることについてから、議案第47号、財産の取得についてまで、以上、12議案を一括上程をいたします。執行部から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 番外。

- 議長(山中康樹) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第36号から議案第38号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第36号専決処分の承認を求める事についてでございますが、これは地方税法等の改正に伴い邑南町税条例等について、所用の改正を専決処分したものでございます。次に議案第37号専決処分の承認を求める事についてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでござ

います。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

●上田税務課長(上田洋文) 議長番外。

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議案第36号 邑南町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。このたびの地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項目に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、まず新旧対照表に基づいて、ご説明いたします。新旧対照表は第1条が32ページ、第2条が6ページ、第3条が1ページ有ります。今回大きな改正点、趣旨について要旨をご説明いたします。新旧対照表1/32ページ改正案でございます。(用語)第2条、以下、第36条の2。第51条。第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条。附則第10条の3、以上の条については個人番号、法人番号等の規定の整備のための番号法の適用を準備するためのものでございます。5/32ページ改正案でございます。(所得割の課税標準)第33条につきましては、所得税における海外転出時課税の創設に伴う個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法上の計算によらないものとする改正でございます。8/32ページ改正案でございます。(町民税の減免)第51条12/32ページ改正案でございます。

(固定資産税の減免)第71条、(軽自動車税の減免)第89条、(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)第90条、(特別土地保有税の減免)第139条の3総務省の通知に伴い減免の実情に応じた既定の整備を行うもので、減免申請日を納期限までとし適用の統一化をする改正でございます。19/32ページ改正案でございます。(個人の町民税の寄付金控除に係る申告の特例)附則第9条、附則第9条の2、ふるさと納税の申告特例に係る規定の整備でございます。ふるさと納税の特例控除額の上限を1割から2割に増額し、現行の確定申告での環付処理を必要としない制度として、ふるさと納税ワンストップ制度を創設するものです。本人の申請により住所地の市町村に寄付先から、ふるさと納税額を通知して、確定申告を要しないと思われる給与所得者の環付分は、所得税、復興特別所得税も併せて、翌年度の住民税を減額して実態として現在と同様の寄付金控除額を確保するものでございます。30/32ページ改正案でございます。(軽自動車税の税率の特例)附則16条、一定の環境性能を有する三四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課、軽減税率を適用する規定を創設するものです。ポスト新長期規制からNOx10%低減するとして、第1表は電気自動車等の税率を概ね適用75%軽減するものです。燃費基準(H17基準の75%低減)達成車に限るとし、それぞれの割増達成率で軽減を加算するものです。第2表はガソリン車、ハイブリット車税率を概ね適用軽減

50%とします。第3表はガソリン車、ハイブリット車税率を概ね適用軽減25%と定め、平成28年度に適用するものです。新旧対照表1/6ページ改正案でございます。第2条です。（邑南町税条例等の一部を改正する条例（平成26年邑南町条例第20号））の第1条、及び第4条、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延期されたことに伴う措置です。第6条、グリーン化特例、軽課、軽減税率が附則第16条に新設されたことにより読み替える措置でございます。新旧対照表1/1ページ改正案でございます。第3条（邑南町税条例の一部を改正する条例（平成26年邑南町条例第38号））軽自動車税の適用開始時期が1年間延期されたことに伴う措置として附則を改正する条例です。以上が新旧対照表の説明でございます。それでは、改正分の附則をご覧ください。改正文の附則（施行期日）第1条、この条例は平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。と規定しております。以下のとおりでございます。改正法附則第5条をご覧ください。（町たばこ税に関する経過措置）改正法附則の第5条でございます。現行法附則16条の2が削除され、改正法附則第5条で旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から、平成31年4月1日までの4年間で4段階によって縮減・廃止等するものです。エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの国産6銘柄については、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている紙巻きたばこ3級品については売り上げが急増しており、たばこの販売における環境の急変をかんがみ、紙巻きたばこ3級品については国、地方のたばこ税の特例税率を廃止することとしたものです。3級品の町たばこ税をそれぞれの時期に引き上げます。平成31年4月1日に、一般品の税率が適用されることとなります。平成28年4月1日、千本当たり430円引き上げて2,925円。平成29年4月1日、千本当たり430円引き上げ3,355円。平成30年4月1日、千本当たり645円引き上げ4,000円。平成31年4月1日千本当たり1,262円引き上げ5,262円として一般品の税率が適用されることとなります。以上で大きな改正の説明でございました。以上改正の内容を説明、ご報告させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種 文明) 議長番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種 文明) 議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成27年3月31日付けで公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表を

ご覧ください。第2条第2項は、基礎課税額についての規定でございます。ただし書きのところで課税限度額を規定しておりますが、この限度額を51万円から1万円引き上げ52万円とする改正でございます。第3項は、後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。同じく、課税限度額を16万円から1万円引き上げ17万円とする改正でございます。第4項は、介護納付金課税額についての規定でございます。同じく、課税限度額を14万円から2万円引き上げ16万円とする改正でございます。次のページをご覧ください。第23条第1項は、国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減後の課税額についての規定でございます。第2条と同じく、基礎課税額の課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額の課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ改正するものでございます。第2号は、5割軽減の軽減判定所得についての規定でございます。被保険者1人についての加算額を24万5千円から26万円に引き上げる改正でございます。第3号は2割軽減の軽減判定所得についての規定でございます。被保険者1人についての加算額を45万円から47万円に引き上げる改正でございます。以上の改正につきましては、被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものでございます。次のページをご覧ください。邑南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これは、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定で施行期日を平成29年1月1日としておりましたが、附則第20項の、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める改正規定については、施行期日を平成28年1月1日とする改正でございます。それでは、条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日は平成27年4月1日、適用区分は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。次に、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成27年3月11日付けで公布されたことに伴う改正でございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第5条第2項は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合の一部負担金の規定でございます、診療報酬の算定方法につきまして、引用を平成18年厚生労働省告示から、平成20年厚生労働省告示に改めるものでございます。その1行下でございますが、歯科訪問診療に要した交通費の負担についての注意書きの項ずれを改めるものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日としております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第39号から議案第44号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町一般会計補正予算第9号により、歳入歳出それぞれ、9千48万5千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ1千2百95万4千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号により、歳入予算を組み替えることについて、専決処分したものでございます。次に、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ6百36万4千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第43号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ1千9百3万5千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳出歳入それぞれ9百15万3千円を減額することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますので、よろしく願います。

●議長(山中康樹) 説明の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—午前11時55分 休憩—

—午後 1時15分 再開—

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第39号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度一般会計補正予算第9号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ、9千48万5千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を144億7千683万3千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして7ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

ほとんどが事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。はじめに、追加分の過年発生農業用施設単独災害復旧事業債3千280万円でございますが、小災害復旧事業債に計上しておりました一部を単独災害復旧事業債に変えたものでございます。次に、変更分でございますが、表の上の方から、過疎地域自立促進事業債、これはいわゆる過疎ソフトでございます。以下、下から3行目の救急車両等整備事業債までは、事業費の最終見込み額により、それぞれ減額しております。消防車両整備事業債で1千940万円の減額でございますが、これはポンプ車両を総務省より無償貸与を受けましたので、購入を中止し減額したものでございます。一番下の学校施設整備事業債と次の8ページになりますけれども、8ページの一番上の行の、環境改善センター改修事業債でございますが、学校施設整備事業債では1千350万円の増額、環境改善センター改修事業債では1千130万円の減額となっておりますが、いずれも、国のがんばる地域交付金事業の対象事業としまして財源の調整を行ったものでございます。過年発生農地補助災害復旧事業債から過年発生公共土木施設災害復旧事業債までのところでございますが、すべて27年度への繰越事業で、事業実地見込み額及び国県支出金の交付決定額等に合わせて起債額を調整しております。以上、変更分は合計で6千370万円減額の9億1千260万円でございます。地方債限度額の合計でございますが、補正前の限度額21億680万円から、3千90万円減額の、20億7千590万円を設定しております。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の5ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款町税でございますが、1項の町民税から次の7ページの5項入湯税まで、収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。7ページでございますが、2款地方譲与税、3款利子割交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。9ページをお開きください。4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金につきましても、それぞれ交付額の確定による補正でございます。11ページをお開きください。10款地方交付税でございますが、特別交付税を6千597万2千円増額補正しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されるものでございます。11款交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。12款分担金及び負担金でございますが、決算見込み額により補正をしております。13ページをお開きください。13款使用料及び手数料につきましても、決算見込み額による補正でございます。続きまして、14款国庫支出金、及び15款県支出金でございますが、13ページから17ページまで続いておりますが、国及び県からの交付決定を受け、それぞれ補正をしております。これらは各事業の財源補正となっております。17ページをお開きください。16款財産収入でございますが、1項財産運用収入として、基金利子を決算見込み額に基づいて補正計上しております。また、2項財産売り払い収入でございますが、町行造林立木売り払い収入341万5千円は、県営林道三坂小林線開設事

業に伴うものでございます。19ページをお開きください。17款寄附金でございますが、一般寄附金として作曲家の故伊藤亘二氏に係る著作権収入を計上しております。また、ふるさと寄付金は、2件15万円でございます。18款繰入金でございます。財政調整基金から繰入につきまして、財源の確保ができましたので1億470万5千円を減額補正するものでございます。20款諸収入でございますが、1項延滞金、加算金及び過料につきましては、実績見込みに基づく増額でございます。また5項雑入につきましても、実績見込みに基づく増額でございます。21ページをお開きください。21款町債でございますが、先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたので説明のほうは省略させていただきます。23ページをお開きください。歳出のほうでございます。今回の補正につきましては、主に、国県支出金及び地方債などの対象事業の決算見込みに伴い、財源の調整または事業費の減額補正を行ったものでございます。はじめに、2款1項総務管理費の1一般管理費でございます。積立金19万9千円のこれは増額補正でございますが、基金利子及び寄付金を財源として基金の積み立てを行うものでございます。6企画費以下は、決算見込みに伴う減額及び財源の更正でございます。25ページをお開きください。4項選挙費、5項統計調査費、それから3款民生費につきましても、それぞれ事業費の決算見込み額に基づく減額補正でございます。社会福祉総務費でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金を327万8千円減額計上しております。27ページをお開きください。3款民生費から4款衛生費につきましても、それぞれ事業費の決算見込み額に基づく減額補正でございます。民生費の介護保険事業費では、邑智郡総合事務組合負担金819万円が減額となっております。また、衛生費では簡易水道事業等の特別会計繰出金が、合計で838万8千円の減額でございます。

29ページをお開きください。4款衛生費の続きでございますが、財源更正と決算見込みに基づく減額でございます。6款農林水産業費でございますが、農業振興費で、有害鳥獣対策補助事業費で193万7千円を増額計上しております。有害鳥獣の3月捕獲分が見込みより多かったことによるものでございます。31ページをお開きください。6款農林水産業費の農業費で、下水道事業特別会計繰出金の農業集落排水を1千51万1千円減額、8款土木費で、下水道事業特別会計繰出金の特定環境保全公共下水道を614万9千円減額計上しております。これは修繕工事等の減額に伴うものでございます。33ページをお開きください。8款土木費の続きでございますが、決算見込みに伴う減額及び財源更正でございます。35ページをお開きください。9款消防費でございます。消防設備費で2千678万8千円の減額でございますが、防火水槽設置事業費が工事費の減額分で727万4千円、消防ポンプ自動車につきましては、先ほど申し上げました様に総務省から無償貸与を受け減額するものでございます。10款教育費1項教育総務費でございます。2事務局費の負担金補助及び交付金として129万7千円の増額補正を計上しておりますが、歳入の寄付金のところでご説明いたしました故伊藤亘二氏に係る著作権収入を財源とする瑞穂

小学校補助金でございます。

37ページをお開きください。10款教育費の続きでございますが、補助事業等の決算見込みに基づく減額補正及び財源の更正でございます。39ページをお開きください。11款災害復旧費につきましては、県支出金及び地方債の財源更正でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種 文明) 議長番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種 文明) 議案第40号、専決処分を求めることについて、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正がございますが、歳入歳出それぞれ1千295万4千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ15億1千210万3千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。1款の国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者国民健康保険税ともに、現年度分は本算定に伴う減額、滞納繰越分は収入実績に伴う増額でございます。合わせて549万3千円の減額でございます。

4款の国庫支出金につきましては、国庫負担金が療養給付費負担金、特定健康診査等負担金ともに実績に伴う補正で、226万3千円の増額でございます。6ページをお開きください。国庫補助金は財政調整交付金、特別調整交付金、それぞれ実績に伴う補正で、554万1千円の増額でございます。5款の県支出金でございますが、県負担金は特定健康診査等負担金が実績に伴い7万8千円の増額、県補助金の財政調整交付金は実績に伴い186万3千円の増額でございます。7款財産収入でございますが、国民健康保険事業基金利息の実績により、4万5千円減額しております。8ページをお開きください。8款の療養給付費交付金でございますが、交付額の確定に伴い、411万7千円減額しております。9款の繰入金でございますが、国民健康保険事業基金繰入金につきましては、国県支出金の増額等に伴い1千85万4千円減額しております。一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金、特別調整交付金の確定、助産費等繰入金、歳出額の確定、財政調整繰入金、保険給付費の確定により、合わせて327万8千円の減額でございます。11款の諸収入につきましては、雑入で過年度分の超高額医療費共同事業剰余金の交付がございまして、108万8千円の増額でございます。次に10ページをお開きください。歳出でございます。2款の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費は財源更正でございます。退職被保険者等療養給付費は医療費の減少による1千105万円の減額でございます。一般被保険者療養費は財源更正でございます。審査委託費でございますが、これは実績に伴う100万円の減額でございます。高額療養費でございますが、一般被保険者、

退職被保険者とともに実績に伴う減額でございます。合わせて８６９万５千円の減額でございます。１２ページをお開きください。出産育児一時金でございますが、歳出額の確定に伴い４２万円を減額しております。４款の介護納付金は財源更正でございます。５款の保健事業費、特定健康診査等事業費も財源更正でございます。７款の基金積立金は、国民健康保険事業基金利子の確定により３０万減額しております。９款の諸支出金でございますが、償還金は過年度分の退職者医療療養給付費等交付金が確定し、返還金が発生したことにより、５９５万９千円増額しております。繰出金は、直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金のうちへき地直営診療所運営費分が２５５万２千円増額になりましたので、同額を繰出金に計上しております。１０款の後期高齢者支援金等につきましては、財源更正でございます。以上、地方自治法第１７９条３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。続きまして、議案第４１号、専決処分の承認を求めることについて、平成２６年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第４号についてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。詳細につきましては、事項別明細書２ページをお開きください。歳入の３款、繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を２５５万２千円減額しております。事業会計繰入金は、特別調整交付金に算入されました、へき地直営診療所運営費分の増額分２５５万２千円を国保会計から繰入れております。以上、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第４２号、専決処分の承認を求めることについて、平成２６年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第６号につきましてご説明いたします。予算書の１ページをお開きください。第１条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ６３６万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億４千８８２万６千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの全額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。第２条地方債の変更は、第２表地方債補正によるものでございます。４ページをお開きください。第２表地方債補正でございますが、簡易水道事業債の補正前の現度額１億８８０万円に対し補正後の限度額１億８３０万円で５０万円の減でございます。これは、簡易水道施設整備事業費が確定したことによる減額でございます。詳細につきましては事項別明細書の４ページをお開きください。歳入でございますが、水道使用量が２００万円の減額でございます。一般会計繰入金３８６万４千円の減額、町債につきましては先ほど説明させていただきました。歳出でございますが、６ページをお開きください。一般管理費につ

きましては、公営企業会計法適用事業費が業務委託料の確定により、４４２万円の減額でございます。簡易水道事業費は、簡易水道施設整備事業費が確定したことにより３５万６千円の減額でございます。公債費は利子が１５８万８千円の減額でございます。以上でございます。続きまして、議案第４３号専決処分の承認を求めることについて、平成２６年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第５号につきましてご説明いたします。予算書の１ページをお開きください。第１条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１千９０３万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ９億４千３７４万１千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。第２条地方債の変更は、第２表地方債補正によるものでございます。４ページをお開きください。第２表地方債補正でございますが、生活排水処理事業債の補正前の限度額１千８１０万円に対し補正後の限度額１千５３０万円で２８０万円の減でございます。これは、生活排水処理の浄化槽設置事業費が確定したことによる減額でございます。詳細につきましては事項別明細書の４ページをお開きください。歳入でございますが分担金及び負担金が２６５万円の増額でございます。内訳としましては、生活排水処理事業費分担金は８０万円の減、これは当初、浄化槽設置を２０基予定しておりましたが、実際の設置基数が１６基のため４基分の減額でございます。農業集落排水事業費分担金２５０万円増額、下水道事業費分担金９５万円の総額につきましては新たに加入していただいた方の分担金でございます。使用料及び手数料は農業集落排水使用料が１９５万３千円の増額でございます。国庫補助金につきましては、浄化槽設置事業費の確定により、２２０万６千円の減額でございます。一般会計繰入金については１千８６３万２千円の減額でございます。６ページでございますが、町債につきましては、先ほど説明させていただきました。歳出でございますが、８ページをお開きください。生活排水処理事業一般管理費は役務費、これは汚泥引拔手数料でございますが１２１万３千円の減額。生活排水処理事業費につきましては浄化槽設置事業費の確定により、工事請負費が６０５万６千円の減額でございます。農業集落排水事業一般管理費は需用費、これは修繕料でございますが、４２７万８千円の減額でございます。下水道事業一般管理費は需用費、これも修繕料でございますが、４３８万７千円の減額でございます。１０ページをお開きください。公債費元金につきましては、分担金収入と一般財源との財源更正を行っております。公債費利子は３１０万１千円の減額でございます。以上、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

●服部総務課長(服部導士) 議長番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第４４号専決処分の承認を求めることについて、平成２６年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第５号について、ご説明いたします。予算

書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ915万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4千930万4千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ・5ページをお開きください。この度の補正は、歳入歳出の確定により最終の調整を行ったものでございます。まず、歳入でございますが、6款の繰入金の基金繰入金につきましては、次の諸収入の増額と歳出の減額に伴い1千239万7千円の減額でございます。次に8款の諸収入の雑入につきましては、右欄にありますように、保険給付金が189万6千円、これは平成25年度の災害等に対する保険給付金でございます。支障移転補償金が134万8千円、これは平成26年度の災害復旧工事等による移転補償金でございます、いずれも確定により合計で324万4千円の増額でございます。次に、6ページ・7ページをお開きいただき、歳出でございます。1款の総務費の一般管理費でございますが、修繕等に係ります施設維持費が確定により915万3千円の減額でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第45号の提案理由をご説明申し上げます。議案第45号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について、専決処分したものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

●沖福祉課長(沖 幹雄) 議長番外。

●議長(山中康樹) 沖福祉課長。

●沖福祉課長(沖 幹雄) 議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明申し上げます。邑南町地域保健福祉計画の変更につきましては、本年3月議会において議決されており、その中の計画のひとつとして、新たに、邑南町子ども子育て支援事業計画が、決定されております。実はその後県の方から、その一部を修正するよう指導を受けまして、それに基づき、計画の一部変更について3月31日付で専決処分としたものでございます。具体的には、邑南町子ども子育て支援事業計画の79ページと80ページの表でございます。めくっていただきまして、新旧対照表の方をご覧ください。新旧対照表の右側の欄現行が、3月議会で決定していただいたもの、左側が、県の指導を受けて一部変更したものでございます。県の指導の内容でございますが、アンダーラインで示しております確保方策の数字の修正でございます。右側の現行の方では、邑南町の保育所の総定員であります450人を2号認定が250人、それから次のページ3号認定が200人と振り分けておりましたが、この点についてでございます。指導を受けましたのは、まず、1号認定のところですが、量の見込みとして、値を

見込んでいる以上は、その需要を満たすべく確保方策の数字が必要であるとのことです。左側の改正後では、各年度5人としております。次に、2号認定と3号認定のところですが、現場の保育所から出された数字をもっと的確に反映したものとするようにとのことでございました。また、3号認定においては、0歳児と1、2歳児の確保方策を分けて示すようにとのことでございました。具体的には、各保育所から上がってくる利用定員という数字がございます。これによって確保方策の数字を計上すべきとの指導でございます。まず、2号認定のところですが、それによりますと287人となります。次のページ3号認定でございますが、0歳児のところは33人、1、2歳児のところは95人となります。なお、この変更により1号から3号までを合計すると420人になります。これは、認可定員の450人を30人ほど下まわりますが、これは、各保育所の実際の利用者数や今後の見込みを勘案した利用定員によるためでございます。最後に、この計画の一部変更についての時期でございますが、今年4月1日から新制度がスタートした関係がありますので、3月31日付の専決処分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第46号から議案第47号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第46号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、平成26年度繰越町単独事業木質バイオマス利用施設設備工事にかかる工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに、相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。次に、議案第47号財産の取得についてでございますが、これは飼料稲収穫機械などを購入しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、農林振興課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議案第46号の詳細につきましてご説明申し上げます。工事名は「平成26年度繰越町単独事業木質バイオマス利用施設設備工事」であり、工事場所は邑南町下田所地内でございます。入札につきましては、平成27年4月24日に地方自治法施行令第167条の規定による指名競争入札を10社で実施いたしました。その結果、邑南町下亀谷696番地4、有限会社森脇組、代表取締役森脇豊敏氏が予定価格8千900万円に対し最低価格8千770万円で落札し、消費税を加えた9千471万6千円の契約金額で4月27日に仮契約をしたところでございます。落札率は98.54パーセントでした。工事概要ですが開発区域面積は14.323㎡でございまして、この内訳は切り土面2373.2㎡、盛り土法面1029.2㎡、残土処理地1535.0㎡、残地森林3610.4㎡、調整池2か所400㎡でございまして敷地面積5375.2㎡を造成するものでございます。工期は平成27年11月30日までとしております。以上、

予定価格が5千万円以上の工事請負でございますので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。続いて議案第47号の詳細についてご説明申しあげます。取得物品及び数量は飼料稲収穫機械等1式でございまして、取得の目的は飼料稲の効率的な収穫体制を構築するためものでございます。入札につきましては、平成27年4月24日に地方自治法施行令第167条の規定による指名競争入札を4社で実地いたしました。その結果邑南町上亀谷471番地1、ヤンマーアグリジャパン株式会社瑞穂支店支店長小林良夫氏が予定価格1千806万に対し最低価格1千397万7千円で落札し、消費税を加えた1千509万5千160円の契約金額で4月27日に仮契約をしたところでございます。落札率は77.39パーセントでした。飼料稲収穫機械等の内訳はホールクロップ収穫機1台、自走ラップマシーン1台、バールクラブ1式でございまして、納期は平成27年8月31日としております。以上、予定価格が7百万円以上の財産の取得でございますので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、執行部から提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。

●議長(山中康樹) 始めに、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第36号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第37号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第38号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第39号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第40号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第41号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第42号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第43号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第44号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第45号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第46号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 亀山議員(亀山和巳) 13番

- 議長(山中康樹) 13番、亀山議員

- 亀山議員(亀山和巳) この工事場所の件ですが、この議案書には邑南町下田所地内とありますが、場所として農道よりも南側になると思いますので、上田所では無く下田所で間違い有りませんか。

- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外

- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長

- 植田農林振興課長(植田弘和) 工事場所については邑南町下田所地内でございます。間違いございません。

●議長(山中康樹) 他には質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第46号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●三上議員(三上 徹) 15番

●議長(山中康樹) 15番、三上議員

●三上議員(三上 徹) ここに財産取得と言うことで、飼料稲の収穫機の一式がのっとるわけですが、今まで買いそろえた物、約1億ぐらいについては、貸与するという事になっておったんですが、ここで財産取得と言うことは、町の財産でございますので、これを今後どのように、今までのとおり無償貸与でやろうという、いろんな協議をしたのかどうか、貸し与えてそれから金を頂くのか、また、ここに1千五百万も、1億もあったのをさらにやってですね、無償貸与で行こうとしとるのかどうか、その点についてをおたずねします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長

●植田農林振興課長(植田弘和) これまで、買いました3セットの機械につきましては、町からの10分の10の補助で購入しております。事業主体はアグリサポートおおなんでございました。今回の場合は補助事業を探しましたけれども、この時期に交付決定を出せる補助事業がございませんで、財源の関係で町の単独で町が取得するということで考えておりまして、町が取得してからはアグリサポートおおなんに対して無償での貸与を考えております。

●三上議員(三上 徹) 15番

●議長(山中康樹) 15番

●三上議員(三上 徹) 事業があったとか無かったとかいうのは有るんですが、前のは100%で町にはあんまり影響なしにやった、今回は1千5百万という補助金が無かったということなので、丸々持ち出しということなんですね、本当に無償貸与と簡単に言われますけれどもいいのかどうか、その辺についてはまだ協議はしてないんでしょ、あの、今からの運営状況について。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長

●植田農林振興課長(植田弘和) 予算をつくります3月議会の際に、常任委員会に相談させて頂いたというふうに思っております。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか、15番いいですか、無いようですので、議案第47号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。これより、討論、採決に入ります。

●議長(山中康樹) 始めに、議案第36号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、全員賛成したがって、議案第36号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、全員賛成したがって、議案第37号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、全員賛成したがって、議案第38号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第議案第39号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、全員賛成したがって、議案第39号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第40号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第41号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第42号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第43号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第44号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第45号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第46号、工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第47号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) ここで、暫時休憩いたします。

●議長(山中康樹) 一言この場を借りましてご挨拶申し上げます。私事でございますが、大変身勝手ではございますが、一身上の都合により、こののち副議長のほうに議長辞職の願いを出させて頂きます。在任中、議員各位の皆様を始め、執行部の皆様方には、大変ご協力また、ご指導賜りまして2年間過ぎましたことを厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

—— 午後2時07分 休憩 ——

—— 午後 2 時 2 0 分 再会 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 副議長発議

(議長あらかじめ退場)

- 三上事務局長(三上直樹) 失礼いたします。山中議長が、議長辞職願いを提出されたので、副議長には、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。

(副議長、議長席に着席)

- 副議長(辰田直久) 失礼いたします。山中議長が議長辞職願を提出されたので、私が今後議事を進行させていただきます。そういたしますと再会をいたします。先ほど山中議長より議長の辞職願いが出されました。したがって私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ここでお諮りをいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 1 議長辞職の件

- 副議長(辰田直久) 追加日程第 1、議長辞職の件を議題といたします。山中康樹氏の議長の辞職を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、山中康樹氏の議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで、山中議員の入場を許可いたします。

(辞職議員入場)

- 副議長(辰田直久) 山中議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました議長の辞職願いは許可されたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきますが、このまま議場内でお待ちを頂きます。

—— 午後 2 時 2 3 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 2 4 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 副議長発議

- 副議長(辰田直久) それでは再開いたします。議長の辞職により、議長が欠員となりました。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、選挙を行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

- 副議長(辰田直久) 追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入を閉めます。

(議場の閉鎖)

- 副議長(辰田直久) ただ今の出席議員数は15名でございます。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、14番、石橋議員、15番、三上議員を立会人に指名をいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、立会人に、14番、石橋議員、15番、三上議員を指名いたします。それでは、投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布、投票箱配置)

- 副議長(辰田直久) 念のため申しあげますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱点検)

- 副議長(辰田直久) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いいたします。

(被選挙人氏名記載)

- 副議長(辰田直久) それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票をお願いいたします。

- 三上事務局長(三上直樹) 1番大和議員。2番瀧田議員。3番平野議員。5番和田議員。6番宮田議員。7番漆谷議員。8番大屋議員。9番中村議員。10番日野原議員。11番清水議員。13番亀山議員。14番石橋議員。15番三上議員。16番山中議員。12番辰田議員。

(副議長議長席で投票、局長が投票箱へ投入)

- 副議長(辰田直久) 投票漏れは、ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(辰田直久) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより、開票を行います。14番、石橋議員、15番、三上議員は開票の立ち会いをお願いいたし

ます。

(開票、副議長、14番議員、15番議員立会)

- 副議長(辰田直久) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、したがって無効は0です。有効投票のうち、辰田議員14票、大和議員1票、この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、私が議長に当選をいたしました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

- 副議長(辰田直久) ただいまは、申し合わせによる2年の改選ということで、皆様がたにご推薦をいただきまして、本当にありがとうございます。私も議員経験は10数年経験しておりますが、人生的にはまだ大先輩方ばかりでございます。これまでの歴代の議長さんに負けないように努力をさせていただくつもりでございます。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

- 副議長(辰田直久) ここで暫時休憩とさせていただきます。再会は2時40分とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

—— 午後2時37分 休憩 ——

—— 午後2時40分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほどの、議長の選挙に伴い、申し合わせにより、議席の一部を変更する必要が生じました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にいたしたいと思いますが。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 議席の一部変更

- 議長(辰田直久) 追加日程第3、議席の一部変更を行います。議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。亀山議員の議席を12番に、石橋議員の議席を13番に、山中議員の議席を14番に、辰田議員の議席を16番に、それぞれ変更いたします。変更した議席は、お手元にお配りいたしました邑南町議会議席表のとおりです。議席の移動をお願いします。

~~~~~○~~~~~

## 日程の追加 議長発議

- 議長(辰田直久) 先ほどの議長の選挙に伴いまして、会議録署名議員に欠員が生じました。ここでお諮りをいたします。会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第4として、議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員の追加指名の件を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 会議録署名議員の追加指名

- 議長(辰田直久) 日程第4、会議録署名議員の追加指名をいたします。1番大和議員、お願いをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。再会は2時55分とさせていただきますのでよろしくお願いします。

—— 午後2時43分 休憩 ——

—— 午後2時55分 再会 ——

~~~~~○~~~~~

## 日程の追加 議長発議

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。議長選挙の結果によりまして、副議長が欠員となりました。お諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、選挙を行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第5 副議長の選挙

- 議長(辰田直久) 追加日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(議場の閉鎖)

- 議長(辰田直久) ただ今の出席議員数は15名でございます。お諮りをいたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、2番、瀧田議員、3番、平野議員を立会人に指名いたします、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したいまして、立会人に、2番、瀧田議員、3番、平野議員を指名いたします。それでは、投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布、投票箱配置)

●議長(辰田直久) 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱点検)

●議長(辰田直久) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いします。

(被選挙人氏名記載)

●議長(辰田直久) それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票してください。

○三上事務局長(三上直樹) 1番大和議員。2番瀧田議員。3番平野議員。5番和田議員。6番宮田議員。7番漆谷議員。8番大屋議員。9番中村議員。10番日野原議員。11番清水議員。12番亀山議員。13番石橋議員。14番山中議員。15番三上議員。16番辰田議員。

(議長議長席で投票、局長が投票箱へ投入)

●議長(辰田直久) 投票漏れは、ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより、開票を行います。2番、瀧田議員、3番、平野議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票、議長、2番瀧田議員、3番平野議員立会。)

●議長(辰田直久) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票14、無効1票です。有効投票のうち、亀山議員13票、清水議員1票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって亀山議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

●議長(辰田直久) ただいま副議長に当選をされました、亀山議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。亀山議員、あなたが邑南町議会副議長に当選をされました。ここで、新副議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

●亀山副議長(亀山和巳) ただいまは、思わぬできごとで大変困惑しております。私もこれまで期を重ねておりますが、まだまだ不勉強で議会のためになるか不安に思っております。こうした結果を頂きましたうへは、議会基本条例等にそうように、また町民から注目される議会となるよう微力ながら努力して参りたいと思いますので、今後とも皆様方のご指導ご鞭撻をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 以上で、新副議長の就任の挨拶を終わります。ここで、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午後 3 時 1 0 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 1 5 分 再会 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。先ほど、議会広報特別委員会の委員 6 名全員から、また浜田作木線改良促進特別委員会の委員 6 名全員から、口頭をもって委員を辞職したいとの申し出がございました。ここでお諮りをいたします。議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 6 として、また、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 7 として、日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 6 として、また、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第 7 として、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

- 議長(辰田直久) 追加日程第 6、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第 117 条に規定によりまして、中村議員、大屋議員、漆谷議員、宮田議員、和田議員、大和議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(議会広報特別委員会委員、全員退席)

- 議長(辰田直久) 本日、中村議員、大屋議員、漆谷議員、宮田議員、和田議員、大和議員から議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、中村議員、大屋議員、漆谷議員、宮田議員、和田議員、大和議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。ここで、退席されております 6 名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 議長(辰田直久) 中村議員、大屋議員、漆谷議員、宮田議員、和田議員、大和議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会広報特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

- 議長(辰田直久) 追加日程第7、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、清水議員、中村議員、三上議員、石橋議員、漆谷議員、和田議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(浜田作木線改良促進特別委員会委員、全員退席)

- 議長(辰田直久) 本日、清水議員、中村議員、三上議員、石橋議員、漆谷議員、和田議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、清水議員、中村議員、三上議員、石橋議員、漆谷議員、和田議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。ここで、退席されております6名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

- 議長(辰田直久) 清水議員、中村議員、三上議員、石橋議員、漆谷議員、和田議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可をされましたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩といたします。再会の時刻につきましては事務局長のほうから連絡をさせますので、それまで控え室等でお待ちください。以上です。

—— 午後3時21分 休憩 ——

—— 午後4時49分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(会議時間の延長)

- 議長(辰田直久) それでは再会をいたします。お諮りをいたします。本日の会議時間は、議案審議のため、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。そういたしますと暫時休憩とさせていただきます。時間の報告があるまで暫時休憩ということをお願いをいたします。

—— 午後4時50分 休憩 ——

—— 午後5時53分 再会 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●議長(辰田直久) 再開をいたします。お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期が、5月6日をもって満了となりました。常任委員会委員の選任を追加日程第8、常任委員会の委員長、副委員長の互選を追加日程第9として、議会運営委員会委員の選任を追加日程第10、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第11として、また特別委員会委員の辞任に伴います、特別委員会委員の選任を追加日程第12、特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第13として、また邑智郡総合事務組合議会議員、邑智郡公立病院組合議会議員、江津邑智消防組合議会議員の辞職願いが、各組合において受理されたことに伴い、各組合で欠員となった議会議員選挙を追加日程第14から第16として、議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任を追加日程第8。常任委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第9。議会運営委員会委員の選任を追加日程第10。議会運営委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第11。特別委員会委員の選任を追加日程第12。特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第13。邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を追加日程第14。邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を追加日程第15。江津邑智消防組合議会議員の選挙を追加日程第16として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第8 常任委員会委員の選任

(常任委員会委員名簿を配布)

●議長(辰田直久) 追加日程第8、常任委員会委員の選任について議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第9 常任委員会委員長、副委員長の互選

●議長(辰田直久) 追加日程第9、常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会委員の委員長、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第ご報告いたします。

(常任委員会正副委員長名簿、議会運営委員会委員名簿を配布)

●議長(辰田直久) 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果は、お手元に配布した

とおりでございます。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

追加日程第10 議会運営委員会委員の選任

●議長(辰田直久) 追加日程第10、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしておりますとおり指名をしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第11 議会運営委員会委員長、副委員長の互選

●議長(辰田直久) つづきまして、追加日程第11、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題とさせて頂きたいと思います。議会運営委員会委員長及び、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告いたします。

(議会運営委員会正副委員長名簿、特別委員会委員名簿を配布)

●議長(辰田直久) 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

追加日程第12 特別委員会委員の選任

●議長(辰田直久) 追加日程第12、特別委員会委員の選任について議題といたします。お諮りをいたします。特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第13 特別委員会委員長、副委員長の互選

●議長(辰田直久) 追加日程第13、特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。各特別委員会委員長及び、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告いたします。

(特別委員会正副委員長名簿、一部事務組合議会議員名簿配布)

- 議長(辰田直久) 各特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。  
各特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

追加日程第14 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

- 議長(辰田直久) 追加日程第14、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、中村議員、宮田議員、大和議員、辰田議員を指名をいたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました4名を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、中村議員、宮田議員、大和議員、辰田議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡総合事務組合議会議員に当選をされました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第15 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

- 議長(辰田直久) 追加日程第15、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。選挙の方法につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に、三上議員、石

橋議員、漆谷議員、瀧田議員、辰田議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、三上議員、石橋議員、漆谷議員、瀧田議員、辰田議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡公立病院組合議会議員に当選をされました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙

●議長(辰田直久) 追加日程第16、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員に、日野原議員、辰田議員を指名いたします。ただいま指名をいたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、日野原議員、辰田議員が、江津邑智消防組合議会議員に当選をされました。ただいま、江津邑智消防組合議会議員に当選をされました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をさせていただきます。暫時休憩をいたします。

—— 午後6時06分 休憩 ——

—— 午後6時08分 再開 ——

(執行部着席)

●議長(辰田直久) 再会をいたします。執行部の皆様には大変長い間お待たせをいたしましたことをお詫び申し上げます。一言申し上げます。大変高い席からでございますが、本日の臨時議会におきまして、2年の申し合わせの改選ということで、議長に推薦をされ就任をいたしました辰田でございます。まだまだ勉強するてんも多々ありますし、い

ろいろとこれまでの合併の経緯、そしていろんなものを踏まえながら、議会運営にあたりたいと思います。そして今年はなんと言いましても地方創生元年でもございます。そういう面で、執行部と協調しながら、議会運営にあたっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがいまして、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成27年第4回邑南町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。ご苦労様でございました。

—— 午後6時11分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員